

地方財政の充実・強化を求める意見書

政府は、地方公務員給与の削減を強制し、地方の固有財源である地方交付税を国の政策実現の手段として用いたことは、地方自治および地方交付税法の本旨に反する極めて不適切な行為であり、二度とあってはならないことである。

この間地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けている。

については、地方財政の充実・強化および地方自治の確立の観点から、下記事項の実現に向けて、次のとおり対策を求める。

記

1. 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。
2. 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。
3. 歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。
4. 地方財政において巨額の財源不足が見込まれることから、抜本的な対策を行うこと。
5. 合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、必要な対策を講じること。
6. 小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。
7. 地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
8. 地方交付税の算定について「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や 2013 年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、地方固有の財源である地方交付税を使った地方公務員人件費削減に向けた政策誘導であり、今後厳に慎むこと。
9. 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。

10. 償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

鳥取県大山町議会
議長 野口 俊明

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
総務大臣	新藤	義孝	様
経済産業大臣	茂木	敏充	様
経済財政政策担当大臣	甘利	明	様